

一般社団法人日本保育教育研究会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本保育教育研究会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都葛飾区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、日本の保育並びに教育及び福祉の資質向上を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 保育、教育及び福祉に関する調査及び研究
- 2 保育、教育及び福祉に関する研修事業
- 3 前各号に関連する事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。

三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

一 社員の除名

二 理事の選任又は解任

三 理事の報酬等の額

四 計算書類等の承認

五 定款の変更

六 解散及び残余財産の処分

七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 当法人の定時社員総会は、毎年9月に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

一 社員の除名

二 定款の変更

三 解散

四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に、理事2名以上3名以内を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(役員の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第24条 この法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第25条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第27条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

第29条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和4年7月31日までとする。

(設立時の役員)

第31条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 黒米 聖

設立時理事 島貫 征之

2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立時社員の氏名及び住所)

第32条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は以下のとおりである。

住所 群馬県高崎市並榎町190番地6

設立時社員 黒米 聖

住所 東京都葛飾区柴又6丁目4番8号

設立時社員 島貫 征之

以上、一般社団法人日本保育教育研究会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和3年7月28日

設立時社員 黒米 聖



設立時社員 島貫 征之



令和3年登簿第22号

認 証

嘱託人2名は、本職に対し、設立される法人の実質的支配者となるべき者が黒米聖及び島貫征之である旨並びに同人らが暴力団員等でない旨を申告した。

嘱託人黒米聖の代理人兼嘱託人島貫征之は、本職の面前で、全嘱託人がそれぞれの記名押印を自認している旨を陳述した。

よって、この定款を認証する。

令和3年10月14日本職役場において

東京都葛飾区青戸6丁目1番1号

東京法務局所属

公 証 人

保坂洋考



公 証 人 役 場